

広島県告示第八百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
河田歯科医院	三原市宮浦四丁目六番一六号	令和六年七月四日
因島医師会病院（歯科）	尾道市因島中庄町一九六二番地	令和六年四月一日
児玉薬局	尾道市長江一丁目一番一七号	令和五年一月三〇日
土田歯科医院	東広島市安芸津町三津四三八五番地三	令和六年八月一日
ファークコス薬局かがみやま	東広島市西条町御菌宇二四二〇番地二	令和六年六月三〇日
くろせ薬局	東広島市黒瀬町南方八〇四番地一	令和六年七月三一日
賀茂台地東部訪問看護ステーション	東広島市高屋町中島四九六番地	令和六年八月三一日